

公 示

伊北地区非出資漁業協同組合内共第 24 号第五種共同漁業権遊漁規則第 5 条第 2 項の規定に基づき、ワカサギの繁殖保護のため下記期間を採捕禁止期間と定めたので、ここに公示する。

記

採捕禁止期間 毎年 4 月 1 日～6 月 30 日まで

以上

令和 6 年 11 月 1 日

伊北地区非出資漁業協同組合

代表理事組合長 目黒 芳雄

